

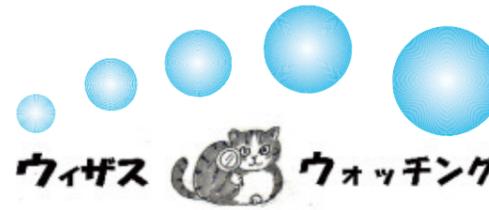


特集

もっと知りたい!

「男女共同参画社会」

ウィザス



平成27年度「男女共同参画週間」のキャッチフレーズ

6月23日から29日までの1週間は「男女共同参画週間」です。今年も内閣府では「身近な女性の活躍を地域ぐるみで応援するキャッチフレーズ」を募集、応募総数二千三百三十一点の中から、審査の結果、次の作品を選びました。

■最優秀作品には、坂本直哉さん(千葉県)の作品

「地域力×女性力＝無限大の未来」

そして優秀作品には「未来へと女性が伸ばす地域力」という、中村修二さん(東京都)の作品が選ばれています。今回の募集ちらしには、「あなたの街の女性たちは、いき

いきと活躍していませんか?／暮らしやすく元気な地域社会をつくるためには女性の活躍・リーダーシップが必要です。これまで男性目線で考えていたことに発想の転換が生まれ、活力ある地域づくりが期待されます。今こそ女性の活躍を加速するとき! 身近な女性の活躍をみんなで応援しましょう!と高らかにうたわれていました。

そして、「このキャッチフレーズは、平成27年度男女共同参画週間」のポスターをはじめ、様々な場面で広報・啓発活動に使用しますの一言も。

週間のポスターの中だけでなく、いきいきと活躍している女性たちの姿がいつも身近にあることを願っています。



絵 A.S

ワーク・ライフ・バランス

わが家の家事・育児 役割分担



秘密厳守 女性相談 面接相談

無料相談・予約専用電話 Tel. 38-2022

- ～ご相談には、予約が必要です～
- 日程 ①第1土曜日 ②第1～4金曜日
 - 時間 ①午前10時～正午(1人50分) ②午前11時～午後4時(1人50分)
 - 内容 心の悩み相談・家事相談 ※一時保育(無料)(要予約)
 - 【法律相談】 ■6月3日(水)・7月11日(土)・8月5日(水) ■午後2時～4時(1人30分)(要予約)

「男女共同参画週間」記念事業

現代社会は、男女が互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成に向け、進みつつあります。国の男女共同参画推進本部では、「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日が平成11年6月23日であることから、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」と定め、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。

映画「少女は自転車にのって」



「男女共同参画週間」記念事業として、今回はサウジアラビア初の女性監督作品「少女は自転車にのって」(2012年・97分/字幕スーパー)を上映します。

この映画は、女性のひとり歩きや車の運転を禁じる国サウジアラビアで、少女ワジダが女性として生きることの厳しさを直視し、それでも前向きに生きる日常をストレートに映し出しています。

従来の慣習に従いながらもワジダに未来への希望を託す母親、自分の道を見つけ出そうとするワジダの勇気…。女性監督ハイファ・アル＝マンズールが、隔離された状態で生活するサウジの女性を、慣習や規律に柔軟な子ども目線で丁寧に描き出しています。2014年アカデミー賞外国語映画賞選出作品の上映会に、多くの皆様のご参加をお待ちしています。

■日時 6月13日(土)午後2時開演 <開場:1時30分>

■会場 ルナ・ホール

■定員 先着600人<要整理券>※定員になり次第締め切ります。

■申し込み 定員に余裕があればご案内しますので、参加を希望される場合は、男女共同参画センターへお問い合わせください。

一時保育つき大人の読書タイム

子育て中の皆さん、毎月第3月曜日(午前)・火曜日(午前・午後)の2時間、ゆっくりとお好きな本を読んでみませんか? あなたの読書中、お子さんはウィザスあしやの保育室でお預かりします。

■日時 【月曜日】6月15日・7月27日・8月17日<午前10時～正午> 【火曜日】6月16日・7月21日・8月18日 <午前10時～正午または午後1時～3時>

※月曜日・火曜日とも先着各4人(2歳未満児の同伴不可)

■会場 男女共同参画センター ウィザスあしや

■対象 子育て中の親(祖父母を含む)と子ども(2歳以上就学前児)

■一時保育 各回とも、先着各4人(1人300円)<要予約>

■申し込み 各月1日から、電話(Tel.38-2023)でセンターへ

編集後記

親の介護が身近に迫る今日この頃。社会学者の上野千鶴子氏の記事を読んだ。彼女はケア、すなわち「生命を生み育て、その最後を看取る労働の価値はなぜ高いのか」というのは家事労働論の延長であり、根源的な問いであるという。上野千鶴子氏は「『女が今までタダでやってきたことにカネを払う気はない』という、オヤジの意識が阻んでいるとしか思えない」と述べている。家事労働は本当に軽んじられていると痛感。腹立たしい一言だ。(書)

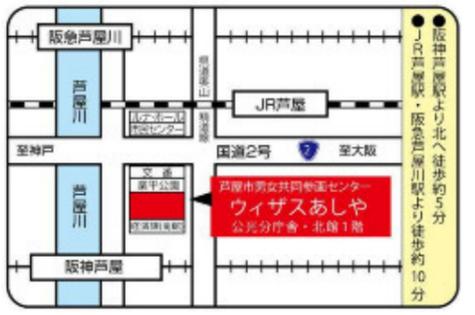
ウィザス No. 81

平成27年6月発行(夏号)

編集・発行 芦屋市男女共同参画センター ウィザスあしや

〒659-0065 芦屋市公光町5-8(公光分庁舎・北館1階)
TEL. 0797-38-2023 / FAX. 0797-38-2175
Eメール josei-ce@city.ashiya.lg.jp

■開館: 月曜日～土曜日・午前9時～午後5時30分
■休館: 日曜日・祝日・年末年始(12月28日～1月4日)
ホームページ <http://www.city.ashiya.lg.jp/danjo/wiwithus/centerwiwithus.html>



●固定的性別役割分担意識の解消に向けた男女共同参画社会



もっと知りたい！「男女共同参画社会」

『男女共同参画社会の実現は、21世紀のわが国社会のあり方を決定する最重要課題である』と位置付けられた「男女共同参画社会基本法」は、平成11年6月23日に制定されました。それから16年が経過しますが、私たちの意識や身の周りはどのように変化してきたのでしょうか？今回は、国や県のホームページ等から「男女参画社会」のキーワードを選択し、市民編集委員の思いや願いである「つぶやき」とともに現時点の問題点や目指すべき着地点について考えてみたいと思います。



ポジティブ・アクションの必要性

●日本における女性の参画は徐々に増加しているものの、他の先進諸国と比べて低水準であり、その差は拡大しています。これまでの延長線上の取組を超えた効果的な対策として、暫定的に必要な適用において、ポジティブ・アクションを進めていくことが必要です。

ポジティブ・アクション

●世論調査の結果などを見ても、わが国は、固定的性別役割分担意識に関する偏見が根強いことがうかがえます。また、現状では男女の置かれた社会的状況には、個人の能力・努力によらない格差があることは否めません。こうした中、実質的な機会の平等の確保が必要となります。



●女性を始めとする多様な人々が参画する機会を確保することは、政治分野においては民主主義の要諦であり、行政分野においては、バランスのとれた質の高い行政サービスの実現にもつながります。また、民間企業の経済活動や研究機関の研究活動において、多様な人材の発想や能力の活用は、運営の活性化や競争力の強化等に寄与するものです。

選択制夫婦別氏制度へのつぶやき

20年ほど前の結婚当時、妻が夫の姓を名乗るものだと思い込んでいた。しかし民法では「夫または妻の氏を称する」とある。なんだ！私の姓でもよかったんだ！
調べると夫婦同姓の歴史は意外と新しい。明治31年からなのだ。しかもそれより前の明治9年には「明治政府は夫婦別姓を国民すべてに適用することにした」と法務省HPにある。「ずっと昔からそうだった」という思い込みは、意外とあてにならないものなのだ。【YM/50代女性】

選択的夫婦別氏制度の行方

選択的夫婦別氏制度の導入については、これまでも政府が策定した男女共同参画基本計画に盛り込まれてきましたが、平成22年12月に閣議決定された「第3次男女共同参画基本計画」においても、夫婦や家族の在り方の多様化や女子差別撤廃委員会の最終見解も踏まえ、選択的夫婦別氏制度の導入等の民法改正について、引き続き検討を進めることとされています。
法務省としては、選択的夫婦別氏制度の導入は、婚姻制度や家族の在り方と関係する重要な課題ですので、国民の理解のもとに進められるべきものと考えています。

夫婦別氏制度



男女混合名簿へのつぶやき

男女混合名簿に戸籍を隠さない、初めて混合名簿を知った親御さんは、多少とも困惑されるに違いない。あるいは、教壇に立つ先生にも違和感があるかもしれない。
戸籍いや違和感はおき、従来の男女別名簿により「男が先」「男の方が上」あるいは「男の方が地位」という考え方が幼いころから刷り込まれ、純粋培養されていくプロセスに着目していただきたい。【AF/60代男性】

男女混合名簿

男女混合名簿とは…

わが国では従来、高等学校までの学校において、男女別にそれぞれ生年月日や50音順に並べ、男子を先にした男女別名簿が用いられてきました。平成11年に「男女共同参画基本法」が制定された後、「男女混合名簿」の導入について賛否両論は現在もありますが、全国の学校で使われはじめ、芦屋市の小・中学校では、すでに全校で「男女混合名簿」が使用されています。



「固定的性別役割分担意識」が男女共同参画の大きな障壁に

固定的性別役割分担意識の解消

男女共同参画社会の実現に向けた大きな障壁の一つとなっていること、それは、人々の意識の中に長い時間をかけて形づくられてきた性別に基づく「固定的性別役割分担意識」です。このような意識は、時代とともに変わりつつありますが、今も依然として根強く残っています。内閣府の実施した世論調査によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という「固定的性別役割分担意識」に関する質問に、平成21年調査では男性の45.9%、女性の37.3%が賛成と答え、男性により強く残っていることが分かります。共働き世代が増加する中、性別で役割を固定的に考えるのではなく、仕事や家事、育児など、今まで以上に広い分野で、男性と女性が協力しあうことが必要な時代になってきているのではないのでしょうか。



女性の自立へのつぶやき

育児・育児・介護休業制度の普及や労働児童館の設置の声が高まってきたけれど、まだまだ女性の自立という意識が根付いていない。女性を応援するというスタンスで語られるのは、女性の自立にとって大きな壁になってしまっていないのかな？【TU/40代女性】



ジェンダーフリーとは…

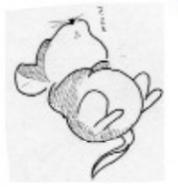
大辞林によれば、「従来の固定的な性別による役割分担にとらわれず、男女が平等に、自らの能力を生かして自由に行動・生活できること」とあります。また、内閣府男女共同参画局はその「用語集」で、「ジェンダー（社会的性別）の視点」を次のように解説しています。「社会的文化的に形成された性別」（ジェンダー）が性別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識してこうとすることです。このように、「ジェンダーの視点」でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがあります。その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではありません。社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要があります。

ジェンダーの視点



M字型カーブ問題へのつぶやき

出産や子育て、介護が、仕事のハンディになったり、自身の狭い思いをするのはなぜ？誰かが誰かに育ててもらい、いずれば世話をしていたらいいから、社会みんなで育児や介護に携わるのは当たり前、お互い様です。—そんな気持ちをみんながもてば、男女間の賃金格差も或るのM字型カーブ問題もなくなるのじゃないかなあ。【TH/50代女性】



M字型カーブ問題の解消

女性のM字型カーブ解消が働く人の有業率向上に貢献

女性の25歳から39歳までの働き盛りの年代は、結婚・出産・育児に当たる年代でもあり、一旦仕事を辞めて、育児が落ち着いた時期に再び働き出すことが知られており、女性の年代ごとに働く人の割合をみると、「M字型カーブ」になっています。日本では少子高齢化が急速に進行しているため、働く人の割合が低下しており、このM字型カーブの底を押し上げれば、働く人の割合も上昇するので、女性の活躍の促進がわが国の成長戦略の中核と位置付けられるまでになりました。



STOP THE 暴力

配偶者暴力(DV)

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難な女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の妨げとなっています。こうした認識の下、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定されました。その後、平成16年6月に第一次改正、さらに平成19年7月には第二次改正、さらに平成25年6月には第三次改正が行われ、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力及びその被害者についてこの法律が準用されることとなり、法律の題名は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(配偶者暴力防止法)と改められ、平成26年1月に施行されました。



男女共同参画社会の形成に向けて 問題の発掘・検討・解決

【平成27年3月/内閣府男女共同参画局「苦情処理ガイドブック」より抜粋】

男女共同参画基本法が想定している「男女共同参画社会」とは

- 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいいます。(基本法第2条)
- 「男は外で仕事、女は家庭で家事・子育て」という固定的な性別役割分担意識をなくし、男女の人権が真に尊重される、女性にとっても男性にとっても生きやすい豊かで活力ある社会の実現を目指すものです。
- 社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、極めて重要です。男女共同参画は、人権の尊重の観点からはもちろん、社会経済的な必要性からも推進されています。

芦屋市男女共同参画推進条例

＜前文＞ 平成21年3月27日制定

わたしたちの誰もが、学び、知っている「日本国憲法」には、すべての人は、個人として尊重され、その尊厳と基本的人権において平等である、とうたわれています。これと同じ理想を掲げて、いま、その推進が国際的に展開されている「男女共同参画社会」の実現に、わたしたちのまち、芦屋市も、国や兵庫県とともに取り組んでいます。誰もが、性別にかかわらず社会の対等な構成員として、その個性と能力を発揮し、家庭、職場、学校、地域その他あらゆる分野に参画できるとともに均等に責任を担い、しあわせを分かち合う、この「男女共同参画社会」を実現することは、わたしたち芦屋市民の願いです。(中略)
わたしたちは、市、市民及び事業者等の協働の下、市民の一人一人が生き生きとゆたかに生活できる未来のあるまちとして、国際文化住宅都市芦屋に、「男女共同参画社会」の実現を決意し、ここに、この条例を制定します。

芦屋市男女共同参画推進の「基本理念」

- 第3条には、『基本理念』が次のように示されています。
- ①男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的又は間接的であるかを問わず、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨とすること。
 - ②男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の様々な制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思において多様な生き方を選択することができるように配慮すること。
 - ③男女が、社会の対等な構成員として、様々な政策又は方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されること。
 - ④家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と職場、学校、地域その他の社会生活における活動を両立して行うことができるようにすること。
 - ⑤男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的な理解と協調の下に行われること。
 - ⑥男女が、互いの性を尊重するとともに、その身体についての理解を深め、生涯にわたり共に健康な生活を営むことができるように配慮すること。

ジェンダー・フリーへのつぶやき

その利便英語の使用については賛否両論がある。男女共同参画基本計画では、「ジェンダー・フリー」という用語を使用し、性差を否定しているように見える。男女の区別をなくし人間の中性化を目指すことは、国民が求める男女共同参画社会とは異なる。例えこの表現がいろいろな場面で誤った解釈をされるとしても、その狙いは男女の性差を否定することではなく男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべきと解釈するのが妥当と思う。【JI/80代男性】